

※この法令は廃止されています。

平成十三年政令第二百三十三号

貿易保険法の一部を改正する法律附則第十  
一条の国を定める政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律（平  
成十一年法律第二百二号）附則第十一条の規定に  
基づき、この政令を制定する。

貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一  
条の政令で定める国は、ボリビア、エクアド  
ル、エチオピア、ギニア、ホンジュラス、マダ  
ガスカル、モザンビーク、ナイジェリア、タン  
ザニア及びザンビアとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年十二月十四日政令第  
四〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年二月五日政令第三二  
号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日政令第一  
二五号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行す  
る。

附 則 （平成一六年九月一〇日政令第二  
六九号）

この政令は、公布の日から施行する。